

## 会 議 録

会 議 名 令和7年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会  
開催日時 令和8年2月12日(木) 午後3時00分～午後4時20分  
開催場所 須玉ふれあい館 2階会議室  
出席者 委員16名、事務局5名、計21名  
出席委員 浅川俊夫、堀内健二、横森利津子、平井あけみ、山田武男、茅野臣恵、  
(敬称略) 平出利彦、堀内敏光、長坂治男、清水永一、小松永明、三井初枝、小石正仁、  
名取重幹、渡辺俊之、小宮山孝英  
欠席委員 中山公司、三井梓、浅川健一、中嶋克仁、白井章太、小澤達郎、中田満、上原美  
(敬称略) 奈子、福島博翁、興石宮子  
事 務 局 小尾正人福祉保健部長、小泉直紀国保年金課長、長田ちあき国保年金担当主幹、  
小林正幸国保年金担当副主幹、佐野友美健康増進課保健指導監  
議 題  
(1) 令和7年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算について  
(2) 令和8年度北杜市国民健康保険事業特別会計当初予算について  
(3) 子ども・子育て支援金制度について  
(4) 保健事業について  
(5) その他  
公開・非公開の別 公開  
傍聴人の数 0名

### 審議内容

#### 1. 開会のことば

(国保年金課長)

定刻となりました。只今から、令和7年度第2回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

はじめに、相互に挨拶を交わします。御起立をお願いいたします。

《相互に礼》

ありがとうございました。御着席ください。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます、国保年金課長の小泉直紀です。よろしく願いいたします。本日の出席委員につきましては、ただいま16名です。協議会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。

また、本日傍聴の申し出はございませんが、本会議は公開とさせていただいておりますので、御報告いたします。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

「会長あいさつ」、名取会長からごあいさつをいただきます。

《会長あいさつ》

ありがとうございました。

続きまして、3.「諮問」、協議会規則第2条により、市長が審議会に諮問をいたします。会長、市長は前にお願ひいたします。

《諮問》

ありがとうございました。

席にお戻りください。

続きまして「市長あいさつ」、大柴市長から御挨拶申し上げます。

市長、よろしくお願ひいたします。

《市長あいさつ》

ありがとうございました。

市長は公務のため、退席させていただきます。

諮問書のコピーを委員の皆様にも資料としてお渡ししておりますので、御確認をお願いいたします。また、カラーのA4横版ですが、昨年運営協議会でもお話をさせていただいておりますが、子ども・子育て支援金につきまして、令和8年度から賦課することになり、既存の国民健康保険税と併せて子ども・子育て支援金を賦課徴収することに対し、諮問を受けたこととなります。

また、議事の中で担当より説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

協議会規則第3条により、会長に議長として進行をお願いいたします。

名取会長、よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは議長をつとめさせていただきます名取です。皆様の御協力のもとに円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、議事に入る前に協議会規則第9条に規定しております今回の会議の議事録署名委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

今回につきましては、恐れ入りますが、5番山田武男委員、6番茅野臣恵委員、以上の2名の方に今回の議事録署名委員をお願いいたします。それでは、議事に入ります。(1)「令和7年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、令和7年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算案について、御説明いたします。資料1の1～2ページになります。

はじめに1ページの歳入から御説明いたします。予算項目ごとに左から①令和7年度予算

現額、②3月補正（案）、③3月補正後予算額、④決算見込額の順にまとめてあります。3月補正において、予算の増減を予定している主な箇所を説明させていただきます。なお、補正予算の概要が表の下に記載してありますので、併せて御確認ください。

まず、保険税ですが、カタカナのアの合計欄を御覧ください。3月補正で5,487万5千円を増額し、3月補正後予算額は10億5,633万2千円となります。

続いて、イの県支出金です。主に普通交付金の減額などにより、9,496万2千円を減額します。補正後予算額は40億6,752万5千円となります。

続いて、ウの繰入金です。国・県からの財政支援、国保事業の事務費などの繰入となります。3月補正で6,810万3千円減額し、補正後予算額は6億9,993万円となります。

続いて、エの繰越金です。前年度からの繰越金になりますが、3月補正で274万円増額し、補正後予算額は424万4千円となります。

続いて、オの諸収入です。延滞金及び第三者納付金等の歳入によるもので、3月補正で295万4千円増額し、補正後予算額は796万円となります。

歳入の合計ですが、3月補正で1億268万7千円減額し、補正後予算額は58億4,490万5千円となります。また、決算見込額は1月31日現在の数字ですが、58億4,656万1千円となっております。

次のページを御覧ください。歳出になります。

アの保険給付費ですが、1億300万1千円減額します。

続いて、イの諸支出金の繰出金ですが、3月補正で550万円増額になります。塩川病院、甲陽病院の診療事業に係る交付金を病院事業会計へ繰出すものです。

歳出合計ですが、3月補正で歳入と同額の1億268万7千円減額し、補正後予算額は58億4,490万5千円となります。また、決算見込額は58億2,439万3千円となり、今のところの見込みではありますが、歳入歳出差引額は2,216万8千円となっております。

補正予算案についての説明は以上となります。御審議をよろしく申し上げます。

（会長）

事務局の説明が終わりました。

この件について、御質問、御意見はございませんか。

無いようですので、次の議題へ移ります。

続きまして、(2) 令和8年度北杜市国民健康保険特別会計当初予算案について議題とします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

それでは、令和8年度北杜市国民健康保険特別会計の当初予算案について、御説明いたします。資料の3~4ページになります。

歳入の予算項目ごとに、説明、令和6年度決算額、令和7年度当初予算、令和8年度当初予算案、増減となっています。

それでは、表の右から2列目にあります、令和8年度当初予算案の欄で、主なものを説明します。表の下に予算の概要が記載してありますので、併せて御確認ください。

はじめに、①保険税で、カタカナのアのところですか。10億4,257万9千円を計上し、前年度比4,112万2千円の増額になります。現年度分については、今年度の実績見込みに、被保険者数の減少などを見込み、滞納繰越分については、前年度の収納率により見込んでいます。

続いて、④県支出金で、合計で42億3,113万7千円です。主なものは普通交付金で、保険給付費に要する費用が県から交付されるもので、イのところですか。41億2,703万5千円を計上し、前年度比7,150万6千円の増額になります。普通交付金については、概要欄に記載してありますが、平成30年度の国保制度改正により、保険給付に必要な経費は、全額、県から交付されます。この他に、保険者努力支援分として、特定健診受診率・疾病予防・健康づくり等の取り組み状況に応じて交付されるものが2,335万3千円、特別調整交付金分として、市町村の特別な事情を考慮し交付されるものが、403万2千円、県繰入金として、医療費適正化、収納率向上などに応じて交付されるものが、5,852万5千円、特定健診等負担金として、特定健診及び特定保健指導に要した費用に対して交付されるものが、1,819万2千円です。

続いて、⑥繰入金ですが、合計で7億1,754万6千円です。ウのところ、国・県からの財政支援、国民健康保険に係る職員人件費、事務費など一般会計からの繰り入れ及び財政調整基金からの繰入金になります。一般会計繰入金は、保険基盤安定等が3億325万6千円、職員給与費等が3,086万3千円、財政安定化支援事業が3,253万8千円、国保事務に係るその他は4,144万円です。基金繰入金は、被保険者数の減少や資産割廃止に伴う保険税の減収分を補うため、3億692万7千円を計上しています。

続いて⑧諸収入は900万6千円で、保険税の延滞金等になります。

歳入合計は、60億600万6千円になり、前年度比6,928万7千円の増額になります。

次のページを御覧ください。歳出になります。

まず、①総務費ですが、職員の人件費、一般事務経費、国保税の課税に関する事務経費などが主な支出になります。アのところ、合計8,097万7千円で、前年度比160万6千円の減額となります。

続いて、②保険給付費で、イのところですか。医療費の国保負担分、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などが主な支出項目になります。合計41億4,703万5千円で、前年度比7,114万3千円の増額となります。原則、直近3年間の医療費の動向を見る中で計上しています。具体的には、令和7年度の決算見込額に、令和5,6,7年度の平均伸び率を乗じて算出しています。

続いて、③国民健康保険事業費納付金で、概要欄に記載してありますが、ウのところ、平成30年度から国保制度改正に伴い、市が県へ納付するものです。この納付金については、県が、県全体の医療費を見込み、各市町村の所得水準、医療費水準や被保険者数等に応じて算定された金額です。医療給付費分として10億5,001万3千円、後期高齢者支援金等分として4億806万7千円、介護納付金分として1億4,352万円、子ども・子育て支援納付金分として4,035万9千円で、合計が16億4,195万9千円になります。前年度比1,137万9千円の減額となります。

続いて、⑤保健事業費は、エのところ、特定健診、人間ドック、特定保健指導に関する経費及び医療費通知発送などの疾病予防費になります。合計で1億480万1千円、前年度比911万4千円の増額となります。

続いて、⑧諸支出金は、合計で820万1千円、主なものは保険税の還付金です。

⑨予備費は、例年どおりの2,000万円です。

以上、歳出合計は60億600万6千円、前年度比6,928万7千円の増額になります。令和8年度当初予算案についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(会長)

事務局の説明が終わりました。

この件について、御質問、御意見はございませんか。

はい、委員。

(委員)

歳入の保険税について御質問します。滞納繰越分についてですが、令和7年度の当初で2,250万ぐらいあったと思いますが、令和8年度の当初で1,740万となっています。500万円程度減額となるということは、それだけ徴収率が上がっているという解釈でよいか。

また、歳出についてですが、国民健康保険事業費納付金は令和8年度は令和7年度と比べて1,137万9,000円減っているが、保険給付費の方は令和7年度より7,114万3,000円増えている。このあたりの減ったり、増えたりしていることが起きるのか教えていただきたいと思えます。

(事務局)

事務局から説明いたします。まず歳入保険税の滞納繰越分の額についてですが、この予算の計上につきましては、今年度滞納繰越分がいくらになるか見込んだ上で、それに前年度の収納率を掛けて算定しております。収納課と協力して滞納整理を進めた結果、滞納繰越の金額は年々減少してきております。その関係でこちらに計上される金額も減少傾向になっております。

続きまして歳出ですが、まず保険給付費については、先ほど説明したとおり令和7年度の最終的な支出がどの程度になるかということを見込み、それに過去3年間の伸び率等を踏まえて計算しています。これにつきましては団塊の世代が国保から後期高齢に移り、大幅に被保険者数が減っている影響を考え、令和8年度につきましては、被保険者数の減少を多少緩め、多少多めに計上しております。その結果どちらかと被保険者数を少なめに計上していた去年に比べ、金額が増加しております。

県の納付金につきましては、県が機械的に算定したものでして、やはり被保険者数が減少している、介護につきましても減少した分だけ納付金が減る。そういった影響により全体的に減額されています。

事務局からの説明は以上となります。

(委員)

ありがとうございました。

ついでになりますが、保険税の滞納繰越分の収納率が上がったということですが、これについては先ほどの補正予算のところで減額しているということと同じでよろしいでしょうか。

(事務局)

令和7年度の当初予算額は過年のデータと収納率から計上しておりましたが、やはり6年

中の滞納整理が大分進んだということもあって、収納率としては上がっていますが、入っている金額としては減っている。そういったことが起きています。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

その他に御質問、御意見はございませんか。

無いようですので、御承認いただけたということで、次の議題へ進みます。

続きまして、(3)「子ども・子育て支援金制度について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

子ども・子育て支援金制度について説明いたします。資料の5ページをお願いします。まず制度の概要について御説明いたします。これは国の方針、子ども家庭庁の資料からになりますが、現在少子化は国が直面する危機であり、2030年代に入るまでが状況を反転させることができるのかを分岐点とみなしており、そのために子ども未来戦略「加速化プラン」を策定、子育て支援の拡充を決めています。

子ども・子育て支援金制度は、これらの政策の財源を確保するため、全世代が公平に支えあう仕組みとして創設され、令和8年度から10年度まで段階的に導入されます。

子ども・子育て支援金は令和8年4月から医療保険税と併せて徴収、拠出することになります。

児童手当の拡充や、育休給付の手取り10割相当への拡充、こども誰でも通園制度の創設といった施策の財源に充てられます。

子ども・子育て支援金制度は、社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みであります。

医療保険は、社会保険制度の中でも、全世代が加入しておりカバー範囲が最も広いこと、既に出産育児一時金など出産に関連する給付が行われていることや、40歳以上65歳未満の介護保険料を医療保険料として徴収していることから、子育て支援金についても医療保険の徴収方法をつかうこととしております。

市町村国保が税と併せて徴収して県に納付金として支払い、県から国に支払われます。

6ページをお願いします。

続きまして賦課方法の説明をさせていただきます。

現状としまして、令和7年度までの国保税の算定につきまして御説明いたします。国保税はその内容から3つに分かれます。医療費の支払いや保健事業に充てられる医療保険分、後期高齢者医療制度に充てられる後期高齢者支援金分、そして、40歳以上65歳未満の介護2号被保険者が納める介護分です。これらそれぞれにつきまして、所得割、均等割、平等割の3方式が適用されております。令和8年度につきましてはこれに子ども・子育て支援金がかかりますが、その算定方法につきましては、国から方向性が示されております。

医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定します。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置、被保険者の支援金額に一定の限度を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施します。これにつきましては、所得の少ない世帯は負担が軽減されるどころの、低所得世帯に関する均等割、平等割の7割、5割、2割軽減、所得の高い世帯に適用される賦課限度額、こういったものも子ども・子育て支援金にも適用するということになります。そしてもう一つ、国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等額の10割軽減の措置を講じます。

これを踏まえ令和8年度以降を図示したものが、6ページの下図になります。医療、後期、介護の3つに加え、子ども・子育て支援金分が追加されます。この子ども・子育て支援金分につきましても、所得割、均等割、平等割の3方式で算定されます。ここで他の3つと異なるところがありますが、子ども・子育て支援金分の均等割ですが、他のところは「加入者数×金額」となっているところが、「18歳以上の加入者数×(金額+金額)」となっています。これにつきましては、先ほどの国の方針にもあったとおり、少子化対策のために拠出する支援金を、逆に18歳以下の子どもに対して賦課して子育て世帯の負担が増えないように、18歳未満の均等割りを10割軽減することが決まっております。しかし、税としてはその分が減ってしまいます。ですので、10割軽減される均等割分を改めて18歳以上の被保険者に振り分けて賦課するということが発生します。この分は18歳以上被保険者均等割と呼ばれ、これが18歳以上の加入者の「+何円」と追加されているところになります。

このような形で令和8年度の国保税は算定される見込みとなります。では、実際の税率、均等割、平等割はいくらになるのか説明させていただきます。7ページをお願いします。

子ども・子育て支援金分については、国に拠出する金額を集めるためのものであり、税率を決定するには、まず市がいくら拠出するものであり、それを集めるためにはどれだけ賦課すればよいのか、このように考えていく必要があります。

7ページの一番上、標準保険料率の算定に必要な税額、こちらが令和8年度の納付金から交付金等の収入見込額を差し引いた額、実際に徴収した保険税で支払うべき額となります。こちらが3,697万845円となります。この令和8年度納付額と併せて、県から標準保険料率という県内の市町村ごと保険料率の標準的な水準を示す数字が公表されています。これは北杜市の場合所得割が0.27%、均等割が1,201円、平等割が789円、18歳以上均等割が63円となります。では、こちらをもとにどのくらい収入が見込めるのかを計算したものが、税率ごとの調定額の比較になります。

まず①が標準保険税率をもとに切の良い数字に直して試算したものになります。こちらですと賦課される調定額が3,604万6,646円となり、実際に支払わなければならない額より不足が生じます。②、③はそれぞれ所得割率を+0.01%上げたもの、あるいは均等割・平等割を+100円ずつ上げたものです。②ではまだ不足が発生し、③では必要な額は超えるものの、その額を取るためには、収納率が99%必要という結果になります。④は所得割率を+0.01%、均等割・平等割を+100円にした結果です。見込まれる調定額が3,803万6,366円となり、収納率97.2%で必要な金額が見込めることになります。⑤、⑥につきましては④よりさらに所得割率、均等割、平等割額を上乗せした額となります。こちらですと、調定額は高くなりその分必要額を徴収するのに必要な収納率は下がっていきます。

7 ページ一番下、過去の収納率を参考までに載せてあります。概ね 97%半ばから 98%半ばこのあたりで推移しています。これらのことを考えますと、収納率 97.2%で必要額を徴収できる④の所得割率 0.28%、均等割 1,300 円、平等割 900 円、18 歳以上均等割 100 円、これが実際に適用される税率としては一番適當ではないかと事務局では考えております。

8 ページをお願いします。では、④の税率を使って実際に子ども・子育て支援金がいくらになるか算定した一覧になります。まず、表の一番上、4 人世帯で所得が 600 万円、4 人の内 2 人が 18 歳未満の場合、所得割が 1 万 5,596 円、均等割が 2,600 円、18 歳以上均等割 200 円、平等割 900 円、これらを合計し 100 円未満の端数を切り捨てた、1 万 9,200 円が賦課される額となります。同様に計算してみました他の医療・後期・介護の合計額が 67 万 8,100 円。したがって、令和 8 年度の賦課額の見込みは 69 万 7,300 円、このように見込まれます。

同様に 2 人世帯で所得 300 万円の場合は子ども・子育て支援金分は 1 万 800 円、医療・後期・介護の合計額が 33 万 7,500 円、総合計が 34 万 8,300 円

2 人世帯で所得が 150 万円の場合は子ども・子育て支援金分が 5,900 円、医療・後期・介護の合計額が 18 万 3,200 円、総合計が 18 万 9,100 円

2 人世帯で所得 100 万円の場合は子ども・子育て支援金分 3,400 円、医療・後期・介護の合計が 10 万 5,700 円、総合計が 10 万 9,100 円

1 人世帯で所得が 0 円の場合は子ども・子育て支援金分が 600 円、医療・後期・介護の合計が 2 万 1,900 円、総合計が 2 万 2,500 円、このように見込まれます。事務局からの説明は以上になります。御審議をお願いいたします。

(会長)

事務局より子ども・子育て支援金制度についての説明が終わりました。この件について、御質問、御意見はございませんか。

はい、委員。

(委員)

私は被保険者の代表の委員となっておりますので、その立場から言わせてもらいますが、標準税率というものが、県から示されているというものですが、これは毎年変わるということを知っておりますがそうですね。

(事務局)

はい。この標準保険税率につきましては、毎年県から来年度の納付金がいくらになるのかという通知と併せて、そのデータを使った標準保険料率が示されています。

(委員)

ありがとうございます。それで、医療保険分ですとかも県からの通知で計算されてきていますが、納付額と納付金額との差は必ず出ていると思われれます。今後この税率が変わってくる中で、県から示される標準税率を使っていただいた方が受益者としては助かります、という感じになります。何年かかけて県統一の保険料に合わせていくような話を聞いている中で、基金が 10 億ぐらいあるので、標準税率でスタートしても良いのではないかと思います。

(事務局)

今の御意見についてですが、北杜市としましては現在、医療、後期、介護の分につきましては資産割を廃止したときから税率を上げず、低い水準のまま維持しているというのが現状になっています。実際のところ本来必要な標準税率より大分低い水準になっており、この不足分を基金を取り崩し運用しているという形になっております。今後県下で税率が統一されていく流れになる中で、実際何年にどの程度の税率で統一する見込みなのか、そういったものを県から情報収集しながら、いずれ何らかの経過措置があるのか、段階的にどのように上げていけば負担が少なく皆様に納得していただける形になるか、そういったことを検討していきたいと考えております。

(委員)

数字が変わっていく中で不足分が約 92 万 4,000 円ですけど、これについては基金から出していけば問題ないですし、基金を今後どのように処分していけば良いかという問題もあると思いますので、あえて、子ども・子育て支援金だけこのように正確に出す必要が無いのではないかと思っています。皆様が④で良ければそれで書類を直す必要が無いので納得します。

(事務局)

こちらにつきましては、今年度が初めてということで、まだ見込みが難しいこと、あと 8 年 9 年、10 年と段階的に少しずつ上げて導入することということで、今年度につきましては、県の試算をもとに必要額がとれるものとして算定しています。今後そういった御意見を考えながら 8 年、9 年、10 年をどうするのか併せて考えていきたいと思っております。

(委員)

はい。分かりました。

(会長)

その他ありますか。

はい。委員

(委員)

基本的なことを教えてもらいたいのですが、令和 7 年度までの保険税の限度額が 66 万円ということをしていただきましたが、令和 8 年度に子ども・子育て支援金が加算されると限度額が変わるのでしょうか。

(事務局)

限度額は医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分、子ども・子育て支援金分それぞれに設定されることとなります。現状ですと、医療保険分 66 万円、後期高齢者支援金分 26 万円、介護保険分 17 万円、この合計が賦課される最大額になりますが、来年度からはこれに子ども・子育て支援金分 3 万円がプラスされ、限度額が 3 万円上がるということになります。

(委員)

ということは、最終的に税額が上がるという解釈でよろしいでしょうか。

(事務局)

そうですね。限度額を超える高所得者につきましては、賦課される税額が上がるということになります。

(委員)

根本的には国で定める制度だと思いますが、単純にいうと、令和7年度プラス8年度に子ども・子育て支援金分増えるという解釈でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

その他にありますか。

それでは、無いようですので、御承認いただけたということで次の議題へ進みます。

続きまして、(4)「保健事業について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

健康増進課の佐野です。よろしくお願ひします。着座にて失礼します。

保健事業の資料1本市のようすを御覧ください。北杜市の人口と世帯の推移になります。棒グラフが人口、折れ線グラフが世帯になります。棒グラフは下から子ども、真ん中が主に働き世代、一番上が高齢者になります。

人口は僅かずつですが、毎年減少しており、令和7年4月1日現在45,410人です。合併後の平成18年に比べ、約5,000人近く減っています。

働き世代、子どもの人数も減り、高齢者の人口は増えていることが分かります。また、折れ線グラフの世帯数は徐々に増加しています。人口は減っていますが、世帯数が増えていて、1世帯あたりの人数が減少しています。

昨年度も同じ話をしましたが、北杜市の健康課題の一つになりますが、介護保険の昨年度の新規申請理由の一番が認知症になっており、身寄りがなかったり、金銭管理などが難しいことなどに対し、一度の相談では解決できない問題が多くなっています。

認知症原因はいくつかあるかと思いますが、脳血管の健康を守ることは認知機能低下を防ぐ近道と言われているので、この後話をします健康診断の受診、その後の精密検査の受診などの行動が大切になってきます。

続いて、町別の出生数と高齢化率です。まず出生数です。北杜市全体で令和6年に生まれたお子さんは163人でした。合併当初の平成18年は293人生まれていたので約半分になっています。

続いて、町別の高齢化率です。今年4月1日現在の高齢化率は、40.8%です。約2.5人に

1人が65歳以上です。45年先の2070年の日本の高齢化率が39%といわれています。少子高齢化社会が著しく進んでいます。

今後は支え手も高齢者もが健康で、元気自立した生活ができることが大切になってきます。健康寿命を延ばすという意識が非常に大切になっています。

次に、本市のようす（その3）になりますが、このグラフは、国民健康保険の方の特定健診受診率を国と県と比較したものを経年で示したグラフです。

特定健診とは、各医療保険者に義務付けられた40歳から74歳の方を対象に実施する、身体測定や血液検査、血圧、尿検査などの内容で、生活習慣病予防に着目した健診のことをいいます。

令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で、受診率が大幅にさがっていますが、令和3年、令和4年、令和5年にかけて回復しておりますが、令和6年度は横ばいになっています。

この表は、人間ドックの受診者数も含めた数字を取りまとめ、確定値として発表をするのですが、翌年度の秋から冬にかけて発表されます。

国のデータについては、暫定値の発表に留まっていますが、健診の受診率は北杜市は県や国と比較して高くなっています。ただ、国が目標としている60%には到達していない状況です。

次になりますが、「特定健康診査・特定保健指導」の解説を載せてあります。

本市では、特定健診の受診率の向上と受診者の利便性を考え、がん検診と同日に受診できる体制を組んで総合健診を行っています。詳細につきましては、割愛させていただきます。

続いて、本市のようす（その4）の説明になります。

今年度の結果はまだ、まとめることができないので、昨年度の数字になります。

特定健診と同時にを行っていますので、健康増進法で行っているがん検診の結果を載せてあります。

それぞれのがん検診の受診者、精密検査の人数、がん発見数の表です。表を見ると実際に検診でがんが発見されていることがわかります。また精密検査の未受診者もあり、精密検査の受診率向上も必要になっています。

検診結果で精密検査が必要になった場合、精密検査の受診までが検診ですが、大腸・胃がん検診の精密検査受診率は良くないのが実情です。

続いて、特定健診の結果です。

特定健診で調べている項目について説明します。BMI（身長と体重の関係から出す数値）で肥満を示す数値です。

中性脂肪とは、使われずに余ったエネルギー源が皮下脂肪や内臓脂肪として蓄えられたものです。

HbA1cは過去に2か月程度の血液中の糖分の状態を評価する指標です。

血圧は、一般に上の血圧、下の血圧ということもありますが、それぞれ収縮期血圧、拡張期血圧といいます。

項目横の（）内の数字は、健診で経過観察や要精密検査となる数値C判定以上となっています。

北杜市は、BMIについては、県や国と比べて数値の悪い人が少ない傾向です。それ以外の血糖、血圧に関しては県や国と比べて数値の悪い人が多い傾向にあります。早期発見・早期治

療は本人の為にも、医療費への影響にも影響をします。健診の受診勧奨と精密検査の未受診者対策など、今後も引き続き行っていきます。

続きまして、令和7年度の総合健診受診者数になります。今年度の総合健診は46日行いました。国保受診者数については3,581人と前年度より166人の減少となっています。

減少の原因ははっきりしていませんが、令和6年度より高根の健診会場が保健センターから高根体育館に変化したことから、前半の健診会場と日程がある程度定着した時期とズレたことが影響していると推察されます。

人間ドックの受診者については、3月13日まで行っているの、ここでは足されていないものとなります。全体の特定健診の結果については、翌年度の秋以降に数字が出る状況になります。

続きまして、みなし検診について説明させていただきます。

日常的にかかりつけ医がいることから、総合健診を受診しない方も多くいらっしゃいます。このことから、かかりつけ医などから特定健診に相当する検査結果を市に提供していただくことで、特定健診受診したものとする「みなし検診」を行っています。

概要については、記載してある通りです。

令和6年度の実施状況については、対象者228人に通知を行い、県内224の医療・健診機関と契約し、40の方が利用しています。医療機関に対して、手数料として1件あたり2,550円をお支払いしています。

来年度に向けての話をさせていただきます。

特定健診受診率向上ということで、データヘルス計画の中でも、40-50歳代の働き盛りの方の受診率が低いことは健康課題になっています。生活習慣の影響が10-30年継続することで、大きな病気に発展することは統計上出ていることですので、早期介入のきっかけづくりになるように、受診勧奨はがきの発送や、商工会との連携などを継続して行っていきます。

今年度実施した、特定健診を受診した方は、次の5つの検診、胃・大腸、超音波、乳がん、前立腺がん検診は無料になる事業については来年度も行います。

健診日程についてですが、今年は45日で行っていましたが、来年度は44日間で実施する予定です。健診実施の周知をしっかりと行ったうえで、受診しやすい環境を整え、予約制での実施を継続していきます。

糖尿病性腎症・慢性腎臓病の予防対策についてです。健康教育にも視点を当てていきたいです。ハイリスク者へのアプローチとして、かかりつけ医と連携した個別指導を行います。専門職を確保し、管理栄養士と保健師等による3か月間のサポートを行います。

早期介入を行うことで、血管に障害をもたらす疾患の予防、糖尿病性腎症や慢性腎臓病などからの透析移行を予防していきたいと考えております。

昨年12月に発表された国民健康・栄養調査で、山梨県の塩分摂取に関するデータでは男性はワースト1位、女性が4位になっていますので、減塩の周知も同時に行っていきます。

以上になります。

(会長)

事務局の説明が終わりました。この件について、御質問、御意見はございませんか。

無いようなので、(5)「その他」になりますが、何かありますでしょうか。

はい。委員。

(委員)

これから確定申告が始まりますが、国民健康保険の所得把握についてお願いしたいことがあります。確定申告の会場において還付申告とかをする場合があると思いますが、給与所得者と年金所得者について、確定申告の20万円ルールがありますけど、住民税と国保については適用外ということは皆様、御承知だと思いますけど、その申告会場で20万円以下の所得は申告しないで良い、と話をする職員がいるように伺っておりますので、確定申告は住民税、国保の申告はしっかりするようなことをここで話していただけるようお願いするのが一点。

あと、金融所得ですね。今話題になっていますが、金融所得を国民健康保険に反映させていないことについて、国も承知はしていると思いますが、早くしてもらわないと、すごく所得がある人が納めないということに対して怒りを感じます。例えばですね、1億円の土地を相続して売った場合と、1億円の株式を相続して売った場合。土地を売った場合については20.35%国の方で分離課税で引かれて、土地を売った場合は必ず確定申告をして、国税に反映されるということです。ただ、株式の場合、特定口座の場合は分離課税で確定申告しないで良いということで、こないだ私の知り合いが1億円ほど株式を売買して、現状20万円ほど払っているところですが、その所得は反映されない。反映されれば限度額の110万ほどまで払うことになるのですが、80万ほど払わなくてすんでいる。こういうのは不公平に感じるので、国がそれに対して、12月5日の新聞紙上で賑わいましたけど、何かぐずぐずしている感じがしますので、その辺を市長会や何かを通じて、早急に税改正をお願いしたいと思います。以上お願いになります。

(国保年金課長)

それでは、御意見として承って市町村会等に要望するときには行ってきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

20万円以下の話についても税務課に話をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、他に何かありますでしょうか。

はい。委員。

(委員)

来年度の予算のところで、7年度の補正予算の歳出の部分について、療養諸費が全体になってしまっているのだから分らないのですが、後で細かいところを教えてもらえれば良いのですが、一般療養給付費と一般療養費の金額が当然、人口が減ってきたりしていますが、金額的にはそんなに変わっていないと思います。これを比較すると6年度の決算額が出ているから、7年度は出ていなかったのを教えてもらいながらになりますが、実は一般療養費の方が15.7%ぐらい上がっておりまして、通常の療養給付費も1.5%、10倍になっているので、後で決算額を教えていただけたらと思います。

それと、私は薬剤師会から来ていますので、保健事業のところで腎機能の数値判定が40歳から69歳が50以下、70歳以上が40以下ということになっておりますが、私たち薬剤師会

の情報提供みたいになります。各支部で予防事業を行っていかうということになっていて、残念ながら峡北地区はまだ始めていないのですが、実は話が出ていますので、その辺も一緒に協力していただければと思います。とにかく、減塩、減塩とやっている割にはワーストなので、少しでもお役に立てばと思いますのでそのあたりを御相談させていただきます。以上です。

(事務局)

それでは、令和7年度の決算額ということですが、令和6年度の決算額は固まっておりますが、7年度につきましては、まだ年度途中ということもあって出せるとしたら見込み額ということになります。3月補正の表と新年度予算の表で書きぶりが大分違うところがありますので、そういったところは改善点として考えていきたいと思っています。

(事務局)

腎症の事業についてになります。医師会の予定は取れているのですが、なかなか頻回受診もそうなんですけど、薬剤師会とうまく連携がとれていないので、そういったものも含めて御相談させていただけたらと思っております。薬剤師会でどんな形での活動、協力がいただけるのかということも教えていただきながら、御協力をしていただけると、大変ありがたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(会長)

はい。他はよろしいでしょうか。

(国保年金課長)

事務局から報告ということでお願いいたします。本日欠席しておりますが、委員の三井梓先生におかれましては、国民健康保険関係功労者厚生労働大臣表彰を受賞されました。受賞理由としましては、平成10年5月より明野村国民健康保険運営協議会委員、平成16年合併より北杜市国民健康保険運営協議会委員として運営に貢献していただいたことから、受賞されましたので御報告させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。以上をもちまして、これで議事を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

(国保年金課長)

ありがとうございました。慎重な審議をありがとうございました。

答申についてになります。事務局において作成いたしまして、会長に内容の可否を見ていただきまして答申とさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして令和7年度第2回「北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を閉会といたします。

最後に、相互にあいさつを交わします。御起立をお願いいたします。

《相互に礼》

ありがとうございました。大変お疲れ様でした。